運営規程

施設名称	春日市立昇町保育所
施設の目的	就学前児童の保育
運営の方針	子どもたちが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を養うことを目指す。 また、季節の行事や日々の生活を繰り返す中で生活習慣の自立を促し、いきいきと感性豊かな子どもを育てていく。
提供する教育・保育の内容	通常保育（３歳未満児は担当制保育、３歳以上児は年齢別保育） 延長保育（通常保育終了後１時間） 一時預かり保育
職員の職種、員数、職務内容	所長　　１人 主任保育士　　２人 保育士　　28 人以上 保育に従事し、保育計画の立案、保育の実施、保育記録の作成及び家庭連絡、地域子育て支援事業運営等の業務を行う。 看護師　　１人以上 園の保健業務に従事し、園児の健康管理、傷病児の対応、園児の健康診断、職員の細菌検査準備・回収作業、病気予防、障がい児加配等の業務を行う。 管理員　　１人 園全体の清掃、環境整備、洗濯、遊具等の安全点検、印刷業務を行う。 管理栄養士　　１人 給食献立作成、栄養管理、栄養指導、食育活動、菜園活動 嘱託医　　２人（小児科、歯科） 入所児童の健康管理等についての業務を行う。
教育･保育の 提供を行う日、時間	開所日 以下に掲げる休日以外は開所する。 休日 ① 日曜日及び祝日 ② 年末 12 月 29 日から年始１月３日まで 開所時間 ① 平日―午前７時から午後７時まで ② 土曜日―午前７時から午後６時まで 保育短時間認定子どもの保育時間 午前９時から午後５時まで

保護者から受領する利用者負担の 種類、理由、金額	保育料 　市が金額を決定し、保護者が市に納付する（0.1.2 歳児） 　（3.4.5 歳児は、無償。副食費のみ 4,500 円） 実費徴収 　送迎用名札―200 円程度（不審者対策のため） 　帽子―1,200 円程度 　　（戸外遊び、園外保育時に使用するため） 　紙オムツ、紙パンツ―30 円程度(不足した場合) 　布パンツ―200 円程度(不足した場合) 　ビニール袋―5 円程度(不足した場合)
利用定員	０歳児　15 人 １、２歳児　48 人 ３、４、５歳児　77 人 合計　140 人
利用の開始、終了に関する事項、利用に当たっての留意事項	利用の開始 　春日市が保育の実施について決定したときは、これに応じるものとする。 利用の終了 　① 子どもが就学したとき 　② ２号又は３号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時 　③ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
緊急時等における対応方法	昇町保育所危機管理マニュアル、食物アレルギー除去食マニュアル看護業務マニュアルに則って対応する。
非常災害対策	月１回以上避難訓練（火災、地震、水害、不審者）を行う。 避難袋、非常食を準備している。
虐待の防止のための措置に関する事項	虐待予防、早期発見、早期対応について学ぶ研修会を年１回以上、開催し保育士及び看護師の資質向上を図る。 　関係機関と連携し、月１回定例会議を行い、必要に応じて関係者会議に出席しながら、子どもの安全を見守る。
その他施設の運営に関する重要事項	苦情などの対応、仕組みを作成し保護者説明会で説明、掲示する。